

原爆症認定と被爆者の救済に関する意見書

現在、国内には約25万人の原爆被爆者がおり、その多くがさまざまな後遺症や健康不安に悩んでいる。現在、こうした被爆者の中で厚生労働大臣から原爆症と認定された者については医療特別手当の支給制度があるが、その認定基準が非常に厳しいため、認定を受けている被爆者は全体のごくわずかであり、被爆者に対する支援が十分とは言いがたいのが現状である。

このため、各地で原爆症認定訴訟が提訴され、原告の訴えを認める判決が出されている。また、被爆から62年が経過し被爆者も高齢となっているなど、被爆者の窮状を考えると、一刻も早い救済措置が望まれる。

よって、羽村市議会は、国会及び政府に対し、原爆被爆者の立場に立った支援を行うため、現行の原爆症認定基準を早急に見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月20日

東京都羽村市議会議長 水野 義裕

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 あて